

医療と法律

Q&A

第7回

「医療過誤の法的責任」

弁護士法人 杜協同法律事務所
弁護士 田村 幸一

相談者：仙台市内で医師をしている者です。先日、運転免許の更新のため講習を受けた際に、交通事故の場合の三つの法的責任という話がありました。医療事故の場合には法律的にどのような責任を負うことになるのでしょうか。

弁護士：医療事故にはさまざまな場合がありますが、いわゆる医療過誤、診療上のミスがあった場合の法的責任については、交通事故の場合と同様に、民事責任、刑事責任、行政処分などの三つの責任があります。

相談者：交通事故の場合は、民事責任として被害者が受けた損害を賠償しなければならないということでしたが、医療過誤における民事責任もそういうことですか。

弁護士：そうですね。交通事故と同じように過失によって他人に損害を与えたという不法行為として損害賠償責任を負う面もありますし、医療過誤の場合は、患者との診療契約に反して十分な診療をしなかった債務不履行として損害賠償責任を負う面があります。もっとも、損害賠償責任の内容として、両者に大きな違いはなく、いずれにしても、医師に過失(注意義務違反)があったことと、その過失と患者に生じた結果(症状の悪化や新たな障害、死亡など)との間の相当因果関係を、患者側で証明

しなければなりません。

ただし、医師が法人の業務として医療行為を行った場合は、診療契約は患者と法人との間で締結されていますので、当該医師個人が債務不履行責任を負うことはありません。不法行為責任の場合は、行為者としての医師とその使用者としての法人がともに責任を負います。

相談者：交通事故で被害者が死傷した場合は、運転者側で過失がなかったことを証明しなければ賠償責任を免れないと聞いていますが、医療事故の場合はそのようなことはないのですか。

弁護士：たしかに交通事故の場合は、自動車損害賠償保障法という特別な法律があって、一般の不法行為に比べて証明責任が転換されていて、運転者側で無過失を証明する必要があります。しかし、医療過誤の場合はそのような特別の法律がありませんので、一般の不法行為と同じく過失を患者側で証明する必要があります。論者によっては、証拠が医師側に偏在していることなどを理由として、医師側が無過失を証明できなければ損害賠償義務を負わせるべきだという見解もありますが、裁判所はそのような見解を採っていません。医師側と患者側のどちらが証明責任を負うかということは、過失があったかどうか裁判官が証拠

上ははっきりしないと考えたときに、証明責任を負う方が不利に扱われるということですので、裁判では非常に重要なことです。

もっとも、証明責任を負わない方も、相手が提出した証拠を踏まえて少なくとも証拠上不明といえるだけの状況に持ち込む必要がありますので、自己の主張が正しいことを裏付ける立証活動は不可欠です。

相談者：そもそも、医療に関して素人である裁判官が、医療行為に関して過失とか因果関係を判断することができるのですか。

弁護士：そういう疑問はもっともですね。しかしながら、損害賠償責任の有無というのはまさに権利義務の存否を巡る法律的紛争なので、現在の法制度上、最終的な紛争解決は司法判断、つまり裁判所(裁判官)の判断に委ねられています。したがって、訴訟の当事者(患者側、医師側の双方)としては、裁判官が素人であることを念頭において、裁判官が理解できるように主張や証明を行う必要があります。裁判所でも、専門的な分野である医療訴訟に適切に対応するため、医療に関する裁判官の研究会を開催して一般的な医療知識の習得に努めたり、医療訴訟を集中的に扱う裁判部を設けたりしていますが(仙台地裁でも医療事件は特定の部だけに集中して配てんされています)、具体的な事案の解決に必要な専門的知識は当事者から提出された証拠の精査によって得ることになります。時には、鑑定といって専門的医師にその案件に関する医学的所見を求めたり、医師を専門委員に選任して、裁判官が医療知識に基づいた助言を求めたりすることもあります。多くの事件はそういったことなく、当事者双方の提出した主張や証拠で判

断がされています。

相談者：具体的な損害賠償額も交通事故の場合と同じなのですか。

弁護士：基本的には同じです。金額的に大きいものとして、その事故がなければ得られたのに得られなかった収入の賠償があり、これには、休業損害と、後遺症があった場合や死亡した場合の逸失利益があります。死亡した場合の逸失利益としては、事故後の就労可能年数の長い若年者とか、失った収入の算定の際の基礎収入が高い高額所得者ですと、極めて高額になる場合があります。金額が高くなるものとしてはほかに慰謝料がありまして、死亡の場合には交通事故の場合とほぼ同様の基準(2,000万円から3,000万円程度)で考えられていますが、それ以外の場合は、過失や結果の重大性、被害者の受けた心身両面への影響の程度等を個別の事案ごとに考慮して金額が決められます。医療過誤の場合は被害者にとって予測しがたい不慮の事態で、心痛の程度が大きいことから、概して交通事故よりも慰謝料額が高くなっているようです。

相談者：医療過誤の場合の刑事責任というのは、具体的にどういふことですか。

弁護士：交通事故の場合は過失運転致死(傷)罪に問われると聞いたと思いますが、医療過誤の場合は、業務上過失致死(傷)罪に問われることがあります。「業務」というのは、社会生活上反復継続して行う行為で、その行為が他人の生命身体等に危害を加えるおそれのあるものと解されていますので、医師の医療行為はその「業務」に該当し、医療行為において過失で他人の生命身体に害を与えた場合には

業務上過失致死(傷)罪が成立することになります。

相談者：医療行為はもともとリスクを伴う行為であり、刑事責任の追及までされるということになると、医師が萎縮してリスクの高い医療行為を避けるなど、医療全体として望ましくない方向に進むのではないかと懸念されますが、その点はどう考えられているのですか。

弁護士：そうですね。たしかにそのような面から安易に刑事責任を追及することには批判も多いですね。また、医療事故にとって大事なのは行為者個人の責任追及よりも、被害者救済、原因究明と再発防止であって、そのためには当事者が事実を包み隠さず話せる状況にすることが肝要で、刑事責任を追及しないのが望ましいという考え方もあります。今年の正月に羽田空港で起きた航空機事故の際にも、当事者の刑事責任追及より原因究明、再発防止を優先すべきとの意見が出ましたが、医療事故についても同じような意見があります。

相談者：実際にはどのような事案が刑事責任を問われているのですか。

弁護士：刑事責任の場合には、検察官が過失や因果関係を証明しなければなりませんし、民事責任の場合よりもその立証のハードルが高いことや、先ほど述べたような消極的な意見も考慮して、医療過誤事案の刑事立件は慎重に行われているようです。通常の医療過誤で刑事責任を追及されることはほとんどなく、輸血をする際に患者の血液型を間違ったとか、通常の使用量の9倍の薬剤を投与したなどという、初歩的なミスや重大な過失があったような場合に立件されています。立件された場合

も、法廷での刑事裁判となる起訴(公判請求)ではなく、罰金を納めて終わるという略式起訴が多いようですね。他方、公判請求されて結局無罪となった事例もいくつかありまして、平成20年に福島地裁で無罪となった産婦人科医師の逮捕、起訴については、医療関係者等から極めて厳しい批判がされました。

相談者：刑事事件として捜査を受けるような場合は、すぐに弁護人を選任した方がよいのでしょうか。

弁護士：そう思います。医療事件に限らず、捜査機関の捜査の適正を監視し、自己の言い分を捜査機関に的確に伝え、被害者に示談等を働きかけるなどといった刑事弁護人の活動は極めて有意義なものです。できるだけ早い段階で弁護人を選任することをお勧めします。

相談者：行政処分というのは、具体的にはどのようなことですか。

弁護士：交通事故の場合に運転免許が取消しや停止になったりするのと同様で、医師については、医師法第7条に規定がありまして、医師が一定の刑罰を受けた場合とか、医師としての品位を損するような行為があった場合などに、厚生労働大臣が医師免許の取消しや、医業の停止、戒告といった処分を行うことができます(そのほかに、行政指導としての嚴重注意があります)。実際に行政処分がされている例の多くは、医師が傷害とか買春などの医療行為とは関係のない犯罪行為を起こしたケースですが、医療過誤で刑事罰を受けたときなどにも行政処分がされています。

相談者：刑事事件にならないような医療過誤の場合は行政処分まではないということでしょうか。

弁護士：行政処分は、医師らによって構成されている医道審議会医道分科会の答申を経て行われますが、その分科会が示している指針では、刑事事件とならなかった医療過誤でも明白な注意義務違反があった場合には行政処分の対象とするとされています。

相談者：万一、医療事故を起こしてしまった場合、医業の停止や医師免許取消しは何とか避けたいところですが、医師側でできることにはどんなことがありますか。

弁護士：行政処分が行われる場合には、その前に、当該医師に対して報告書の提出を求めたり、弁明や意見陳述の機会が与えられますので、その際に自分の言い分や事情を説明することができますし、結果として行政処分がされてそれに不服があるときは、その処分の取消しを求めて異議の申立てや行政訴訟の提起ができます。

相談者：三つの責任のいずれの場合も、最終的には裁判所の判断になるのですね。医療過誤があった場合の法的責任がおおまかに分かりましたが、もっと具体的に、実際にどのような手続がされるのかなども教えていただけますか。

弁護士：今日は法的責任について概括的にお話ししましたが、例えば損害賠償責任の有無、程度が決まるまでの手続やその際の留意点、実情など、法的責任を巡るより詳しい話は別の機会に改めてお話ししましょう。

◆ このQ&Aから何を学ぶか ◆

- ①リスクを伴う医療行為に携わる以上、不慮の事態の発生も十分に想定され、その場合には法的責任を問われる可能性も意識して、初期対応を誤らないよう早期に弁護士に法的助言を求めるのが望ましい。
- ②医療過誤による法的責任が問われる場合、いずれも最終的には医療の素人である裁判官が、当事者双方が提出した主張や証拠に基づいて判断することになるので、裁判官を納得させられるような当事者双方の主張立証が極めて重要である。
- ③弁護士である代理人（弁護人）を選任した場合には、医療的観点からの確に訴訟活動、弁護活動をするために医師の協力が肝要であるし、他方では、裁判官や検察官がどんなことに関心を持ち、何を求めているか、どんな説明が理解されやすいかなどの点では、同じ法律家である弁護士の方が心得ているので、弁護士と医師との密接な連携、相互理解が不可欠である。